

講演内容の資料作成に関するお願い

記

この度は、当社講演会の演者をお引き受けいただき誠に有難うございます。
2019年4月より「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」が適用されました。先生が作成されました講演内容の資料を弊社にて事前に確認させていただきますが、資料作成にあたり、下記の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

- ① 承認の範囲内の内容
- ② 他社・他社製品の誹謗・中傷と解釈される表現はできません
- ③ 著作権・肖像権等のあるものは、転載許諾を得ていなければ使用できません
- ④ 有効性や安全性の強調、保証はできません
- ⑤ 症例報告は「漢方概論」の「証の解説」としてのみできます
- ⑥ 「漢方概論」と「エビデンス」の混在は原則できません
- ⑦ 「エビデンス」は科学的、客観的な根拠に基づくもので、利益相反についても記載が必要となります
- ⑧ その他 (NGワード等)

以 上

株式会社ツムラ